令和４年11月２日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査の取り扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より連絡がありましたので情報提供いたします。

本事務連絡は、診療報酬上追加された、「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出」及び「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス抗原同時検出」について、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査としても取り扱う旨、連絡するものです。

なお、既に締結済みの行政検査の契約については、都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出」及び「SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス抗原同時検出」による方法が含まれているものとみなすとのことです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

行政検査の委任状に関すること：大阪府医師会・地域医療１課（06-6763-7012）
保険診療（点数）に関すること：大阪府医師会：保険診療課（06-6763-7001）